

「小児医療費助成制度の拡充（案）」 に関する意見募集について

少子化の進行や近隣自治体における子育て支援施策の拡充等、本市の子どもを取り巻く社会環境の変化等を背景に、川崎市では、安心して子育てできる環境を確保するため、小児医療費助成制度の拡充について検討を進めてまいりました。

このたび、「小児医療費助成制度の拡充（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月26日（金）まで

※郵送は、当日消印有効です。

※持参は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までにこども未来局児童家庭支援・虐待対策室（川崎市役所本庁舎15階）へお持ちください（土・日、祝日を除く）。

2 資料の閲覧場所

（1） こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（川崎市役所本庁舎15階）

（2） 各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館（分館含）、各図書館（分館含）

（3） かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、

※川崎市ホームページでも内容をご覧ください。

3 提出方法

題名、氏名（団体の場合は名称及び代表者氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレスまたは住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法で御提出ください。

（1） 電子メール（専用フォーム）

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください（<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/450/0000179027.html>）。

（2） 郵送及び持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（市役所本庁舎15階）

（3） F A X

044-200-3638

4 その他

- ・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ・記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律に基づき厳重に保護・管理します。
- ・御意見などの概要を公表する際に、個人情報は公開いたしません。

5 問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

電話 044-200-2695 FAX 044-200-3638